【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年11月29日
【計算期間】	第５期中（自　2013年３月１日　至　2013年８月31日）
【ファンド名】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型） （Credit Suisse Universal Trust (Cayman)Ⅱ- RPM Managed Futures linked Fund Ⅱ (Principal Protected on Maturity in AUD)）
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役　　チャールズ・ファース （Charles Firth）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、ＫＹ１－1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　安　達　理
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　　馬場　健太
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03（6888）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません

1【ファンドの運用状況】

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) Ⅱ-RPM Managed Futures linked Fund Ⅱ (Principal Protected on Maturity in AUD)）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2013年９月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
債券	イギリス	12,679,396.33	97.12
現金・その他の資産（負債控除後）		375,873.97	2.88
合計 （純資産総額）		13,055,270.30 (1,186百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）豪ドルの円換算額は、2013年９月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝90.87円）によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

2012年10月１日から2013年９月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2012年10月末日	21,230,054.59	1,929,175	116.10	10,550
11月末日	19,978,685.31	1,815,463	114.39	10,395
12月末日	18,858,509.47	1,713,673	114.82	10,434
2013年１月末日	18,847,763.66	1,712,696	116.37	10,575
２月末日	18,184,090.10	1,652,388	116.39	10,576
３月末日	17,734,589.38	1,611,542	117.08	10,639
４月末日	17,646,913.78	1,603,575	121.04	10,999
５月末日	16,222,101.88	1,474,102	117.71	10,696
６月末日	15,152,989.10	1,376,952	113.07	10,275
７月末日	14,941,662.44	1,357,749	113.44	10,308
８月末日	13,670,740.94	1,242,260	110.11	10,006
９月末日	13,055,270.30	1,186,332	109.51	9,951

②【分配の推移】

該当事項ありません。

③【収益率の推移】

2012年10月１日から2013年９月末日までの期間の収益率（注）は-9.22%です。

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）÷ｂ

ａ＝2013年９月末日の１口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

ｂ＝2012年９月末日の１口当たりの純資産価格（分配落ちの額）

2【販売及び買戻しの実績】

2012年10月１日から2013年９月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2013年９月末日現在の発行済口数は次の通りです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	69,945 (69,945)	119,213 (119,213)

（注）（　）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

３【ファンドの経理状況】

ａ．ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。

ｂ．ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

ｃ．ファンドの原文の中間財務書類は豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2013年９月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝90.87円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

未監査貸借対照表

未監査貸借対照表

2013年8月31日
（豪ドルで表示）

	注記	2013年8月31日現在		2013年2月28日現在	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
資産					
投資（取得価格：2013年8月31日11,870,038豪ドル；2013年2月28日15,082,067豪ドル）	3	13,126,543	1,192,809	17,629,826	1,602,022
現金および現金同等物		7,703	700	9,622	874
投資売却による未収入金		543,944	49,428	554,016	50,343
		13,678,190	1,242,937	18,193,464	1,653,240
負債					
未払報酬代行報酬	4	4,387	399	5,778	525
未払代行協会員報酬	4	1,531	139	1,798	163
未払販売会社報酬	4	1,531	139	1,798	163
		7,449	677	9,374	852
純資産		13,670,741	1,242,260	18,184,090	1,652,388
純資産の内訳					
受益者資本	5	7,110,081	646,093	10,859,863	986,836
利益剰余金		6,560,660	596,167	7,324,227	665,553
		13,670,741	1,242,260	18,184,090	1,652,388
発行済受益証券124,153口（2013年2月28日：156,232口）を基準とする受益証券1口当たり純資産価値	5	110.11	10.01	116.39	10.58

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

未監査投資有価証券明細表

2013年8月31日
（豪ドルで表示）

	2013年8月31日現在			
	保有額面	経費	時価	純資産比率（%）
クレディ・スイス銀行　ロンドン支店				
パフォーマンス連動債　2021年6月満期				
投資合計	11,921,300	11,870,038	13,126,543	96.02

	2013年2月28日現在			
	保有額面	経費	時価	純資産比率（%）
クレディ・スイス銀行　ロンドン支店				
パフォーマンス連動債　2021年6月満期				
投資合計	15,147,200	15,082,067	17,629,826	96.95

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

未監査損益計算書

2013年8月31日に終了した半期
（豪ドルで表示）

	注記	2013年8月31日に終了した半期		2012年8月31日に終了した半期	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
投資収益					
受取利息	3	52,279	4,751	96,491	8,768
費用					
報酬代行報酬	4	31,602	2,872	58,120	5,281
代行協会員報酬	4	10,335	939	19,171	1,742
販売会社報酬	4	10,335	939	19,171	1,742
		52,272	4,750	96,462	8,766
投資純益		7	1	29	3
投資に係る実現・未実現純（損）益					
投資に係る実現純益	3	527,680	47,950	2,022,293	183,766
投資に係る未実現純（損）益の変動額	3	(1,291,254)	(117,336)	368,974	33,529
		(763,574)	(69,386)	2,391,267	217,294
運用による純資産の純増（減）額		(763,567)	(69,386)	2,391,296	217,294

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

未監査純資産額変動計算書

2013年8月31日に終了した半期
（豪ドルで表示）

	2013年8月31日に終了した半期		2012年8月31日に終了した半期	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
運用活動				
投資純益	7	1	29	3
投資に係る実現純益	527,680	47,950	2,022,293	183,766
投資に係る未実現純（損）益の変動額	(1,291,254)	(117,336)	368,974	33,529
	(763,567)	(69,385)	2,391,296	217,297
資本取引				
期中における解約可能受益証券の償還	(3,749,782)	(340,743)	(12,511,965)	(1,136,962)
純資産の純減額	(4,513,349)	(410,128)	(10,120,669)	(919,665)
期首現在の純資産額	18,184,090	1,652,388	34,394,403	3,125,419
期末現在の純資産額	13,670,741	1,242,260	24,273,734	2,205,754

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

未監査キャッシュ・フロー計算書

2013年8月31日に終了した半期
（豪ドルで表示）

	2013年8月31日に終了した半期		2012年8月31日に終了した半期	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
運用による純資産の純増（減）額	(763,567)	(69,385)	2,391,296	217,297
投資売却による収入[(1)]	3,674,058	333,862	12,127,995	1,102,071
現金を含まない追加（削除）科目：				
投資に係る実現純益	(527,680)	(47,950)	(2,022,293)	(183,766)
投資に係る未実現損（益）の変動	1,291,254	117,336	(368,974)	(33,529)
現金以外の運用残高の増減純額				
投資売却による未収入金	10,072	915	23,669	2,151
未払報酬代行報酬	(1,391)	(126)	(4,170)	(379)
未払代行協会員報酬	(267)	(24)	(1,102)	(100)
未払販売会社報酬	(267)	(24)	(1,102)	(100)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,682,212	334,603	12,145,319	1,103,645
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の償還支払額	(3,684,131)	(334,777)	(12,151,665)	(1,104,222)
現金および現金同等物の減額	(1,919)	(174)	(6,346)	(577)
現金および現金同等物：期首残高	9,622	874	18,612	1691
現金および現金同等物：期末残高	7,703	700	12,266	1,115

(1) 注記2(b)に記載のとおり、投資売却による収入、および受益証券の償還支払額は、買戻手数料65,651豪ドル（2012年度：380,300豪ドル）控除後の金額です。

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラスト）

財務諸表に対する未監査注記

2013年8月31日
（豪ドルで表示）

---

1. トラストの設立

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建元本確保型）（以下、「トラスト」という）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II（以下、「マスター・トラスト」という）のサブ・トラストである。マスター・トラストは、2007年11月9日にケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2007年11月15日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2009年5月13日（設立日）に設立され、2009年6月23日に運用を開始した。マスター・トラストの登録事業所は、ケイマン諸島、KY1-1206、グランド・ケイマン、カシア・コート2階2204、マーケット・ストリート72、カマナ・ベイ、私書箱31371（P.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman, KY1-1206, Cayman Islands）に所在する。

トラストの投資目的は、本受益証券が満期償還時（当日を含む）まで保有されることを前提に、投資リターンを受益証券保有者に提供することである。そのパフォーマンスは、分別ポートフォリオ会社としてケイマン諸島に登録されたRPM SPC エンハンスト・リスク分別ポートフォリオ（以下、「RPMファンド」という）の投資成果と連動する。RPMファンドの投資目的は、主にデリバティブ商品取引を通じて長期的な元本の成長を達成することである。トラストは実質上全ての資産をクレディ・スイス銀行のロンドン支店（以下、「本社債発行体」という）が発行する償還時元本確保型の豪ドル建社債（以下、「本社債」という）に投資することで、投資目的の達成を追及する。本社債発行体は、トラストの元本確保提供会社でもあり、このサービスの提供に対し報酬を受け取ることはない。クレディ・スイス・インターナショナルは、トラストの財務顧問会社および計算代行会社であり、これらのサービスの提供に対し報酬を受け取ることはない。

2009年6月、本社債発行体は別途定める元本確保証書（以下、「本証書」という）を締結した。本証書に基づき、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）は、受益証券保有者に対するあらゆる支払義務を適正かつ期限通りに履行することを、無条件かつ取消不能の形で確保する。本証書の条件に従い本社債発行体が支払いを行うべきときは、受託会社は本社債発行体が支払うべき額と同額を本社債発行体に対し支払う義務を負う（以下、「本義務」という）。受託会社が本社債発行体に対して負う本義務を全うするため、受託会社は、クレディ・スイス銀行のシンガポール支店（以下、「保管銀行」という）に開設した担保口座および同口座に預け入れられた担保を用いて、本社債発行体への支払いを適時行う。

担保口座とは、担保を保管する目的において、トラストの受託会社の立場で保管銀行に預託する、受託会社名義の資産保管口座である。担保とは、本社債およびその他の有価証券（適時発行されるその他のあらゆる有価証券、仕組債、有価証券の価値、諸条件、本証書が適用される受益証券と実質的に同額となる発行総額などをいうが、これらに限らない）である。担保は、場合によってはトラストの原資産を構成し、あらゆる担保権、または2009年6月23日に締結された手数料契約に従って請求される料金の支払いに充てられる。

トラストの関連当事者である東海東京証券株式会社は、代行協会員および販売会社であり、唯一の受益証券保有者でもある。（詳しくは注4を参照のこと。）

1. トラストの設立（続き）

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産をいう。

2．重要な会計方針

本財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「米国GAAP」という）に準拠して作成されている。トラストにより採用されている重要な会計方針は、以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたり、運営者は、財務諸表作成日現在の資産および負債の金額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに半期／年度中の収益および費用の金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

公正価値の見積りは、市場の状況および金融商品の情報に基づき特定の時点で行われる。これらの見積りはその性質上主観的なものであり、不確定要素および重要な判断に関する事項を含んでいるため、正確に算定することはできない。前提条件の変更は、見積りに大きな影響を与える可能性がある。

(b) 投資

本社債は、本社債発行体が報告する最新の評価値で評価される。しかしながら、通貨、適用金利、満期、市場性または管理会社が該当するとみなす他の検討事項に関して、管理会社が投資の公正な評価を反映するために調整が必要であると考える場合、管理会社は、受託会社の同意を得て、投資の評価額を調整することができる。

本社債には流通市場が存在しない。本社債発行体は本社債の価格を毎月公表し、受託会社の要請に応じて本社債の買戻しに同意している。売却価格は本社債発行体が公表した最新の評価額に基づく。

投資取引は約定日ベースで計上され、約定日以降は、金融資産および金融負債の公正価値の変動に伴う損益が計上される。買戻手数料は本社債の満期日に先立って売却時に支払われる。同手数料は、注記5に記載のとおり最終的に受益証券保有者が負担する。

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。投資に係る未実現損益の変動および実現損益は、損益計算書に計上される。

(c) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヵ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

(d) 受益者資本

受託会社はトラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と補遺目論見書の規定に従い、信託ファンドのトラストの資産を保有する。

(e) 受益証券1口当たり純資産価値

貸借対照表に開示される受益証券1口当たり純資産価値は、マスター・トラストの信託約款に従って、トラストの純資産額を半期／年度末の発行済受益証券口数で除することにより計算される。

(f) 受取利息

受取利息は、発生時に計上される。

(g) 設立費用

設立費用は、米国GAAPに準拠し、発生時に費用計上される。

2．重要な会計方針（続き）

(h) 費用

投資の取得に際して発生し、その投資の取得原価に算入される取引費用を除き、すべての費用は発生主義により損益計算書に認識される。投資の売却により生じる取引費用は、売却による収入から控除される。

(i) 包括的利益

トラストには、損益計算書に開示された純損益以外の包括的な利益はない。したがって、別途、包括的利益計算書は作成していない。

(j) 外貨

豪ドル以外の外貨による取引は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。その他の通貨建で組成されている資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。外貨に関わる取引から生じる実現／未実現損益がある場合には、損益計算書に計上される。

(k) 税金

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、またマスター・トラストはケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、利益、所得またはキャピタル・ゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。よって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

運営者は、トラストの財務諸表作成過程において、タックス・ポジションが管轄税務当局により認められる可能性が「more-likely-than-not（50%超の可能性）」かどうかを判断するために、これまでのタックス・ポジションまたは今後予想されるタックス・ポジションの評価を行う。

more-likely-than-notの識別閾を満たすタックス・ポジションは、トラストの財務諸表で認識される優遇措置の額を決定するために測定される。タックス・ポジションがmore-likely-than-notの識別閾を満たさないと判断された場合、トラストは所得税および関連の金利や罰金を損益計算書における税金費用として認識する。過去に計上された税制上の優遇措置が認識されなくなった場合、トラストは税負担の計上が必要になることがあり、純資産額の減少につながる可能性がある。

運営者は、すべてのオープン・タックス・イヤーにおけるタックス・ポジションおよび、2013年8月31日と2012年8月31日に終了した課税期間（半期）に予想されるタックス・ポジションを、more-likely-than-notの基準に基づき分析し、2013年8月31日と2012年8月31日に終了した半期におけるトラストの財務諸表について、所得税の計上は必要ないと判断した。オープン・タックス・イヤーとは管轄税務当局の審査の対象となる期間のことで、各管轄区域の出訴期限法により定められる。タックス・ポジションに関する運営者の判断はレビューの対象となっており、これに係わる税法、規制および解釈指針に関する現在継続中の分析など、これに限らず、様々な要因に基づき、後日調整される可能性がある。

2．重要な会計方針（続き）

（１）新会計基準

2011年12月に、FASBは、IASBによるIFRS 7の改訂（「開示―金融資産と金融負債の相殺」改訂版）の公表に合わせ、ASU 2011-11「資産と負債の相殺に係る開示」を公表した。FASBは、米国GAAPおよびIFRSの既存の相殺モデルを保持しつつ、この新基準において、米国GAAPおよびIFRSに基づいて作成された財務諸表を投資家がより比較しやすい方法で開示することを要求している。このASUの改訂により、相殺およびその関連措置について情報を開示する主体は、この措置が財政状況にどのような影響を与えるかを財務諸表の利用者が理解できるようにすることが要求されている。ASU 2011-11は、開示主体に、(i)貸借対照表における相殺であるか、(ii)貸借対照表における相殺であるかどうかにかかわらず、法的強制力のある基本相殺契約または同種の契約の対象であるかのいずれかとなる金融商品もしくはデリバティブ商品についての総額および純額の両方を開示するよう要求している。また、ASU 2011-11は、基本相殺契約または同種の契約に関連して供与・受領された担保を開示するよう要求している。

ASU 2011-11の要求事項は、2013年1月1日以降に開始する半期・通期の会計年度に対して適用される。この指針は、比較表示するすべての会計期間に遡って適用することが求められている。運営者は、現在、ASU 2011-11の内容と財務諸表の開示への影響を精査している。

運営者は、2013年9月1日以降に発効する新会計基準、改訂、解釈の見直しを適用することに起因して起こりうる影響を精査した。これらにより、トラストの財務諸表および付随する注記の開示に重要な影響を及ぼすことは予想されていない。

3．公正価値測定

本社債は、注記2(b)に記載された方針に従って評価される。このような評価には固有の不確実性があるため、推定された評価は、近い将来最終的に認識される金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。2013年8月31日現在、トラストが保有する投資資産はトラストの純資産総額の96.02%（2013年2月28日：96.95%）に相当し、その公正価値は、不透明性の高い金融市場において、管理会社が誠意をもって測定した結果、13,126,543豪ドル（2013年2月28日：17,629,826豪ドル）と算定される。公正価値の測定にあたっては、未監査の財務データを一部採用しているものもある。また、代替的な公正価値測定方法を用いることにより、財務諸表に記載される投資資産の公正価値測定額とは異なる場合がある。

米国GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する当局の指針に従い、トラストは、公正価値の測定に用いられる評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおいて行った投資の公正価値を開示している。公正価値は、測定日における市場参加者との通常かつ適時の取引においてトラストが資産の売却によって受け取ることになる価格、または負債の移転のために支払うことになる価格として定義される。この指針において重視される点は、公正価値が市場ベースの測定によるものであり、市場参加者が資産または負債を価格付けする際に用いる仮定に基づいて決定される、ということである。

この指針では、3階層の公正価値ヒエラルキーを設定しており、これにより、以下のとおりに識別される。

3．公正価値測定（続き）

（i）報告主体から独立した情報源から入手した市場データに基づき、市場参加者が資産または負債の価格決定に用いる仮定を反映したインプット（観察可能なインプット）

（ii）その状況において用いることのできる最善の情報に基づき市場参加者が資産または負債の価格設定に用いる、および開示目的で公正価値測定の分類を行うための仮定についての、報告主体自身の仮定を反映したインプット（観察不能なインプット）

本社債の価値を決定するにあたっては、さまざまなインプットが用いられる。公正価値を測定するために用いられる評価技法においては、観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならない。インプットは大別して次の3つに分類され、レベル1が最も高い優先順位を与えられている。

レベル1　活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格に基づく評価をいう。

レベル2　同一の資産の市場がなく、同様の資産の利回り曲線や、取引が強制破産や清算売却に伴うものでない場合の同様の資産の取引などの、観察可能なインプットまたは観察可能な市場データに基づく資産または商品の価値の見積りを含むインプット。

レベル3　観察可能なインプットがないもの。（強制破産や清算売却を除き、市場活動がほとんどないか全くないもの。）

観察不能なインプットは、観察可能なインプットが入手できない場合にのみ用いるものとし、これにより測定日において資産または負債に関する市場活動が（あるとしても）ほとんど行われていないような状況を考慮に入れることができる。観察不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を価格算定する際に用いる仮定（リスクについての仮定を含む）についての、トラスト自身の仮定を反映し、トラスト自身のデータを含む、その状況において入手可能な最善の情報に基づいて設定する。ただし、市場参加者の仮定は無視されてはならず、したがって、市場参加者が異なる仮定を用いることを示すような情報が、不当な費用と努力を払うことなしに合理的に入手可能な場合には、観察不能なインプットを設定するにあたり、トラスト自身のデータを調整する。

本社債の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも本社債への投資に係るリスクの指標となるものではない。以下の表は、公正価値ヒエラルキーにおいて、半期会計期間／会計年度末におけるトラストの金融資産を分析したものである。

2013年8月31日	レベル3
投資（公正価値）	13,126,543

2013年2月28日	レベル3
投資（公正価値）	17,629,826

本社債の公正価値は、観察不能なインプットを組み込んだ評価技法を用いて導き出されることから、レベル3とみなされる。かかる評価インプットは、価格決定補遺に定める規定に基づいて算定する。本社債の評価は、各評価日において、現金ポートフォリオである本社債の原資産およびRPM SPCエンハンスト・リスク分別ポートフォリオAUDの両方の価格、数量、割合を考慮した方法に従って決定する。

3．公正価値測定（続き）

現金ポートフォリオは、本社債の最初の評価日、満期日における適用レート、および当該現金ポートフォリオにおける想定上の固定クーポンの時期と金額を参照し計算される。

RPM SPCエンハンスト・リスク分別ポートフォリオAUDはケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社である。同分別ポートフォリオの純資産価値の割合は本社債の評価の計算にあたって受益証券保有者に適用される。

米国GAAPは、その公正価値の決定に重要な観察不能なインプットを用いる資産を調整することを要求している。以下の表は、公正価値におけるレベル3の投資についての追加情報を示している。

	投資（公正価値）
2013年2月28日残高	17,629,826
投資の未実現損失の実現純額および変動(1)	(822,248)
投資の売却益(2)	(3,681,036)
2013年8月31日残高	13,126,542

	投資（公正価値）
2012年2月29日残高	32,996,495
投資の未実現益の実現純額および変動(1)	1,078,346
投資の売却益(2)	(16,445,015)
2013年2月28日残高	17,629,826

(1)本表の実現益純額は、買戻手数料58,674豪ドル（2013年2月28日：65,651豪ドル）を含む。この買戻手数料は、損益計算書の実現益に含まれており、注記5に記載のとおり、買戻手数料を差し引いて行われる受益証券保有者への支払の際に償還される。

(2)投資の売却益はキャッシュ・フロー計算書に記載の金額と、前年度から今半期/年度にかかる未決済の買戻手数料の変動額の合計である。2013年8月31日現在、貸借対照表に記載の投資売却による未収入金に含まれる未決済の買戻手数料は、4,446豪ドル（2013年2月28日：11,424豪ドル）である。

2013年8月31日および2013年2月28日に終了した半期会計期間／会計年度におけるレベル3資産の構成の変化はない。

トラストは、本社債から年率0.75%の固定クーポンを支払い、これは損益計算書の受取利息として開示される。このクーポンは、報酬代行報酬、代行協会員報酬、販売会社報酬の支払いに使用される。

4．関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、関係当事者間で同意された条件による重要な関連当事者間取引は、以下のとおりである。

(a) 報酬代行報酬

クレディ・スイス・インターナショナル(「報酬代行会社」）には、「設立費用報酬」が支払われ、これは発行手取金から差し引いて支払われる。

また、報酬代行会社には「運営費用報酬」も支払われ、これは本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。運営費用報酬は、本社債の想定残高に対して年率約0.50%とし、トラストにおける継続的な運営費用・経費の支払いに充てられ、これには受託報酬、副管理事務代行会社報酬、保管報酬、監査報酬や通常の業務過程で生じるその他の費用が含まれる。

(b) 代行協会員報酬

本社債の想定残高に対して年率0.15%の報酬が代行協会員に支払われる。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

(c) 販売会社報酬

本社債の想定残高に対して年率0.15%の報酬が販売会社に支払われる。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

5．受益者資本

半期／年度中の受益証券口数の変動は、以下のとおりである。

	2013年8月31日に終了した半期	2013年2月28日終了年度
発行済受益証券口数（期首／年初現在）	156,232	306,735
買戻口数	(32,079)	(150,503)
発行済受益証券口数（期／年度末現在）	124,153	156,232

買戻価格は、買戻日直前の評価日における純資産価値を、かかる評価日における発行済受益証券口数で除し、さらに該当する買戻手数料を差し引いて求められる金額とする。

受益証券保有者が負担する買戻手数料は、適用される買戻日の直前の評価日が属する期間について、以下のスライド方式に従い決定される。

- 2009年6月30日から2010年6月30日（いずれも当日を含む）まで：発行価格の6.9%
- 2010年7月1日から2011年6月30日（いずれも当日を含む）まで：発行価格の5.4%
- 2011年7月1日から2012年6月30日（いずれも当日を含む）まで：発行価格の3.9%
- 2012年7月1日から2013年6月30日（いずれも当日を含む）まで：発行価格の2.4%
- 2013年7月1日から2014年6月30日（いずれも当日を含む）まで：発行価格の0.9%
- 2014年7月1日から最終償還日（いずれも当日を含む）まで：なし

買戻手数料は受益証券保有者に支払われる買戻価格から控除される。

6．分配

2013年8月31日に終了した半期会計期間中および本報告書の作成日現在に至るまで、受託会社は受益証券保有者に分配を行っていない。（2013年2月28日：なし）

7．リスクファクター

通常の営業活動の過程において、トラストは市場リスク、信用リスク、流動性リスクにつながる可能性を有する金融商品、本社債に投資する。この額は財務諸表上明らかではない。

(a) 市場リスク

市場リスクは、トラストが保有するポジションに影響を及ぼす金利、為替レート、有価証券および商品価格の変動リスクである。トラストは市場価格で評価される金融商品について、市場リスクに晒されている。具体的には、貸借対照表の作成時点で見積もられた公正市場価格と、実際の売却額が異なるリスクがある。

(b) 信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行のリスクである。信用リスクは、取引所外における金融商品取引については、取引先に対する取引所の清算機構の支援がないため、よりリスクが高くなる。トラストを信用リスクに晒す可能性のある金融資産は、現金および現金同等物、並びに本社債である。すべての金融資産は信頼できる金融機関が保管するため、受託会社は信用リスクによる重大な損失を見込んでいない。

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、貸借対照表における各金融商品の簿価によって表わされる。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、トラストがそのコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。本社債は組織的公開市場で取引されないため、基本的に流動性がない。また、トラストは、本社債への唯一の投資家である。これらのため、トラストは現金化する必要がある場合、または特定の発行体の弁済能力が悪化するなどの状況に対応するため、公正価値に近い価格で投資を即座に現金化することができない可能性がある。

8. 財務ハイライト

	2013年8月31日に終了した半期	2013年2月28日終了年度
	豪ドル	豪ドル
受益証券1口当たりの運用実績：		
受益証券1口当たりの純資産価値（期首／年初現在）	116.39	112.13
投資運用からの受益証券1口当たり（損）益[1]		
投資純益*	-	-
投資に係る実現純益	3.84	12.48
投資に係る未実現損失の変動額	(10.12)	(8.22)
	(6.28)	4.26
受益証券1口当たりの純資産価値（期／年度末現在）	110.11	116.39
総利回り：[2]	-5.40%	3.80%
平均純資産額に対する割合：[3]		
運用およびその他費用	0.33%	0.62%
投資純益*	-	-

(1) 受益証券1口当たり投資純益は、半期／年度中の各月末現在の平均発行済受益証券口数を用いて計算される。投資取引による受益証券1口当たり未実現純益変動額は、半期／年度中に不均衡な受益証券の償還、および不均衡な損益の認識が行われることから、受益証券1口当たり純資産価値の変動と、表示されたその他の受益証券1口当たりの情報とを一致させるために必要な金額である。

買戻手数料は、受益証券販売による収入から控除され、受益証券保有者が負担する。この手数料は損益計算書では収入として扱い、投資に係る実現純益に含まれる。

(2) 受益証券の総利回りは、受益証券1口当たりの期末現在の純資産価値と期首現在の純資産価値とを比較することにより計算され、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。投資家の個別の利回りは資本取引の時期により、これらとは異なる場合がある。

(3) 平均純資産額は、各月末に測定される加重平均純資産額を用いて決定されており、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。

* 受益証券1口当たり0.005未満、あるいは2013年8月31日または2013年2月28日に終了した半期／年度において0.005%未満の金額

（２）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの未監査投資有価証券明細表をご参照ください。

4【管理会社の概況】

（1）【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2013年９月末日現在735,000米ドル（約7,185万円）です。

（注）米ドルの円換算額は、2013年９月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝97.75円）によります。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2012年９月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	1	2,260,546.36米ドル
		5	77,618,550.92豪ドル
ケイマン諸島	私募	14	402,864,088,393円
		1	2,938,653.00米ドル

（3）【その他】

本書提出前６か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

ａ．管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。

ｂ．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

ｃ．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2013年９月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝97.75円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（1）【資産及び負債の状況】

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
2013年度中間財務報告書（未監査）

包括利益計算書
（米ドルで表示）

	注記	*2013年度 中間期*		*2012年度 中間期*	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	4	-	-	-	-
その他の収益	5	2,497	244	2,197	215
その他営業費用		(3,695)	(361)	(3,657)	(357)
税引前損失		(1,197)	(117)	(1,460)	(143)
法人税等	6	-	-	-	-
税引後損失		(1,197)	(117)	(1,460)	(143)
前期繰越留保利益		134,958	13,192	80,632	7,882
次期繰越留保利益		133,760	13,075	79,172	7,739

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
2013年度中間財務報告書（未監査）

貸借対照表
（米ドルで表示）

	注記	*2013年6月30日現在*		*2012年12月31日現在*	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金および現金同等物	7	874,695	85,501	822,753	80,424
関連会社に対する債権	8	59	6	55,000	5,376
直接持株会社に対する債権	9	1,000	98	1,000	98
流動資産合計		875,754	85,605	878,753	85,898
流動負債					
その他負債		3,771	369	5,110	500
直接持株会社に対する債務	9	3,224	315	3,685	360
流動負債合計		6,995	684	8,795	860
純資産		868,760	84,921	869,958	85,038
資本金および準備金					
株主資本	10	735,000	71,846	735,000	71,846
留保利益（累積損失）		133,760	13,075	134,958	13,192
		868,760	84,921	869,958	85,038

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2013年度中間財務報告書（未監査）

株主資本等変動計算書

（米ドルで表示）

	注記	*株主資本*		*利益留保*		*合計*	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2012年1月1日現在		735,000	71,846	80,632	7,882	815,632	79,728
発行株式		-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	54,326	5,310	54,326	5,310
2012年12月31日および2013年1月1日現在		735,000	71,846	134,958	13,192	869,958	85,038
発行株式		-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	(1,197)	(117)	(1,197)	(117)
2013年6月30日現在		735,000	71,846	133,761	13,075	868,760	84,921

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
2013年度中間財務報告書（未監査）

財務諸表に対する注記
（別段の表記のない限り米ドルで表示）

1　主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島　KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド内（c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

2　重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準（以下、「IAS」という。）および国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

2　重要な会計方針（続き）

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) 売掛金

売掛金は、まず時価で計上し、その後、償却費用から減損（貸倒引当金）を差し引いて記載する（注記2(g)を参照）。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は回収不能金または貸倒金として計上する。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。

2　重要な会計方針（続き）

(g) 減損

当社の資産の簿価は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の簿価が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

(h) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

(a)　個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合当社の関連当事者である。

(i)　当社を支配している、または共同支配している。

(ii) 当社に重要な影響を与える。

(iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b)　企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

(i)　その企業と当社は同じグループの傘下にある（すなわち、それぞれの親会社、子会社、兄弟会社は関連している）。

(ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合弁会社である（その企業の関連会社または合弁会社の属する企業グループに他方の企業が属している）。

(iii) 両企業が、同一の第三者企業の合弁会社である。

2　重要な会計方針（続き）

(j)関連当事者（続き）

(b)　企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。（続き）

(iv) ある企業がある第三者企業の合弁会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。

(v)　ある企業は、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。

(vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。

(vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3　会計方針の変更

国際会計基準審議会（IASB）は、当会計期間より発効する国際財務報告基準（IFRS）の多くの改訂基準および1つの新しい解釈指針を公表している。このうち当社の財務諸表に関連する発展は、以下のとおりである。

IAS第24号（2009年改訂）「関連当事者についての開示」

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない（注記13を参照）。

その他の策定基準による影響は以下のとおり。

IAS第24号（2009年改訂）では、関連当事者の定義を変更している。それを受けて、当社は関連当事者に該当する者を再検討し、当会計期間および以前の会計期間のいずれにおいても、この定義の変更による重大な影響はないとの結論に至った。IAS第24号（2009年改訂）では、政府関係機関の開示要件も変更が加えられているが、当社は政府関係機関には該当しないため、この変更は当社に影響しない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
2013年度中間財務報告書（未監査）

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

5 その他収益

	2013年度 中間期	*2012年度 中間期*
受取利息	$ 2,497	$ 2,197

6 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に法人税等は計上されていない。

7 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2013年 6月30日現在	*2012年 12月31日現在*
利付銀行預け金	$ 874,695	$ 822,753
	$ 874,695	$ 822,753

8 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

9 直接持株会社に対する債権・債務

直接持株会社に対する債権・債務は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

10　株主資本

(a) 授権株式および発行済株式

	2013年6月30日現在		*2012年12月31日現在*	
	株数	*金額*	*株数*	*金額*
授権株式：				
1株当たり1ドルの普通株式	1,000,000	$1,000,000	1,000,000	$1,000,000
発行済全額払込済株式：				
1月1日現在	735,000	$ 735,000	735,000	$ 735,000
発行済株式	-	-	-	-
	735,000	$ 735,000	735,000	$ 735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

11　財務リスク管理

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2013年6月30日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。
2013年6月30日および2012年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「HKD」という。）建ておよび日本円（以下、「JPY」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル（以下、「USD」という。）に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。また、JPYにより生じる為替リスクは残高が僅少なため、重要ではないと思われる。

12　親会社および最終的な持株会社

2013年6月30日現在、香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドが当社の直接の親会社であり、スイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーが当社の最終的な支配当事者である。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。